

四日市市教委告示第7号

四日市市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月17日

四日市市教育長 廣瀬 琢也

四日市市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱の一部を改正する要綱

四日市市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱（平成15年四日市市教委告示第2号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表1				
許可基準	事由	対象者	期間	備考（添付書類等）
(略)				
教育上の配慮	不登校の理由により、児童生徒の教育上、学区外通学が適当であると教育委員会が認めた場合	全学年	当該事由の消滅するまで	保護者の申出書 学校長の意見書 育ち支援課の意見書
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				

改正前				
別表1				

許可基準	事由	対象者	期間	備考（添付書類等）
（略）				
教育上の配慮	不登校の理由により、児童生徒の教育上、学区外通学が適切であると教育委員会が認めた場合	全学年	当該事由の消滅するまで	保護者の申出書 学校長の意見書 指導課の意見書
	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（教育委員会学校教育課）